ボイラ煤煙測定業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務対象物　　ボイラ　　２基

３．　業務内容

「大気汚染防止法施行規則」に基づいて実施すること。

原則として１０月、３月に実施することとし、実施日時については甲と事前に打ち合わせすること。

４．　測定項目

(1)　排気ガス温度測定

(2)　排気ガス水分測定

(3)　排気ガス流量測定

(4)　ダスト濃度測定

(5)　ダスト流量測定

(6)　硫黄酸化物濃度測定

(7)　硫黄酸化物排出量測定

(8)　窒素酸化物濃度測定

(9)　窒素酸化物排出量測定

５．　測定器具

測定に使用する機器等は、受託者で用意すること。

６．　報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

７．　委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

飲料水用受水槽清掃業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務対象物　　飲料水用受水槽　１３．５㎥　FRP製２槽式

３．　業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づいて実施すること。

受水槽の沈殿物、浮遊物、壁面等の付着物質等を除去し、受水槽の周辺を清掃し、受水槽への異物混入防止措置の点検を行うこと。

清掃に当たっては、作業が衛生的に行われるように十分注意して行うこと。

実施日時については、甲と事前に打ち合わせすること。

４．　報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

委託期間

５．　令和9年3月1日から令和9年3月31日まで

汚水槽清掃業務仕様書

この仕様書は、本業務について示したものである。この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分で管理上必要な業務は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１　業務場所　　真駒内屋内競技場

２　業務対象施設　　汚水槽

３　業務内容

(1)汚水槽清掃　18.75㎥

①汚水槽内汚泥除去

②汚水揚水ポンプの清掃

③汚水流入口清掃

※原則として、９月、３月に実施することとし、実施日時については甲と事前に打ち合わせすること。

４　報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに所長に提出すること。

５　委託期間

令和8年9月1日 から 令和9年3月31日 まで

電光掲示盤および競技操作機器点検業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　点検対象機器

(1)　フルマトリクス電光掲示盤

(2)　直流式塔時計装置

(3)　アイスホッケー電光掲示盤

(4)　操作電源装置

(5)　アイスホッケー競技操作盤

(6)　時間操作盤

(7)　ファール操作盤

(8)　インターフォン器材

(9)　競技、案内電光表示コンピューター

(10)　メッセージ機能電光表示コンピューター機能

(11)　接続コネクター盤

(12)　接続ケーブル類

(13)　無停電装置

３．　点検内容

(1)　総合点検

①　外観および環境状況

②　操作または表示機能の円滑動作確認

③　全機能性能の確認

④　収納の周囲環境

(2)　フルマトリクス電光掲示盤点検

①　一次電圧の測定確認

②　二次電圧の測定確認

③　制御供給交流電源の測定確認

④　直流制御電源部の測定確認

⑤　受信制御盤の動作確認

⑥　表示制御盤の動作確認

⑦　表示ランプの点灯状況確認

⑧　表示ランプ周辺の状況確認

⑨　表示ランプ制御基板の動作確認

⑩　テストパターン表示の動作確認

⑪　接続ケーブルおよびコネクター確認
⑫　ランニングタイマーの動作および作動確認
⑬　ランニングタイマー制御基板および動作確認
⑭　電光掲示盤周辺の環境状況

(3)　直流式塔時計装置点検
①　塔時計機械体の固定状況
②　塔時計機械体の供給電圧測定
③　１分起動信号による駆動確認
④　駆動ギアの状況確認
⑤　モニター信号の動作確認
⑥　自己保持機能の確認
⑦　接続線および端子の確認

(4)　アイスホッケー電光掲示盤点検
①　直流制御電源部の測定
②　受信制御盤の動作確認
③　表示制御盤の動作確認
④　表示ランプの点灯状況確認（電球切れ等）
⑤　表示ランプ周辺の状況確認
⑥　表示ランプ制御基板の機能確認
⑦　テストパターン表示の機能確認
⑧　標準デジタル時計機能確認
⑨　標準デジタル時計停電補償機能確認
⑩　標準デジタル時計内部照明機器の確認
⑪　標準デジタル時計表示機能確認

(5)　操作電源装置点検
①　制御供給交流電源の測定
②　直流電源電圧の測定
③　停電補償機能の確認
④　停電補償用ニッカドバッテリーの測定確認
⑤　操作スイッチ類の確認
⑥　停電補償用ニッカドバッテリー充電機能確認
⑦　接続コネクターの確認

(6)　アイスホッケー競技操作盤点検
①　供給駆動電源の測定確認
②　ペナルティー操作盤スイッチ類の点検確認
③　ペナルティー設定機能の確認
④　得点操作機能の確認
⑤　ブザー操作盤切替え機能確認
⑥　ブザー通報の機能確認

⑦　チーム名入力機能確認
⑧　チーム名入力操作テスト機能動作
⑨　各操作盤接続コネクターの点検
⑩　テストパターン表示機能確認
⑪　競技終了等の通報ブザー音確認
⑫　手動切替え操作の機能確認

(8)　５ファール操作盤点検
①　供給駆動電源の測定確認
②　競技操作盤スイッチ類の点検確認
③　切替操作データー出力確認
④　ファールポイント操作の確認
⑤　各操作盤接続コネクターの点検

(9)　インターホン器材点検
①　供給駆動電源の測定確認
②　呼び出し機能の確認
③　通話機能の確認
④　通話音の明瞭確認

(10)　競技、案内電光表示コンピューター点検
①　起動システムの動作確認
②　表示入力機能確認
③　データーファイルの読み込み、出力機能確認
④　編集機能の確認
⑤　表示入力機能確認
⑥　データーファイル（オンライン競技データー）の読み込み、出力機能確認
⑦　図形読み込み機能の確認
⑧　表示操作性の確認

(11)　メッセージ機能電光表示コンピューター機能
①　起動システムの動作確認
②　表示入力機能確認
③　固定編集機能の操作確認
④　流れ文字編集機能の確認
⑤　スケジュール編集機能の操作確認
⑥　表示操作性の確認

(12)　接続コネクター盤点検
①　コネクター取り付け状況
②　コネクター類の破損等状況
③　接続結線の状況
④　接続線等の絶縁状況

(13)　接続ケーブル類点検

① 接続類の外装、破損等確認
② 接続ケーブル類の絶縁測定
③ 接続コネクターの点検整備

(14) 無停電電源装置点検
① 停電時補償機能の動作確認
② 停電補償用バッテリーの測定確認
③ 停電時切換え機能の確認

４． 報告書の提出
業務終了後は、報告書を速やかに所長に提出すること。

５． 委託期間
令和8年12月1日から令和8年12月28日

冷凍機および付属機器点検整備業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。
この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務対象物

(1)　Ｒ１３４ａ　２段機　ターボ冷凍機　HC-Ｆ２５０C　　１台

(2)　冷却塔　SKA-135T/HPO

(3)　冷却槽　コンクリート１槽式　１４．６３㎥

(4)　ブラインポンプ　日立SVF２００×１５０N４－５４５　　２台

(5)　冷却水ポンプ　日立JOV-CH１２５×１００Y４－５１８．５　２台

３．　業務内容

実施日時については、甲と事前に打合せすること。

(1)　ターボ冷凍機点検整備（試運転）

①　外観点検（電気品の破損、ランプ・ヒューズ切れ、端子・マグネットスイッチ・補助リレー、温度計、起動機器）

②　機内点検（保温材の脱落破損、オイルタンク内部、給油配管フレヤナット、ストレーナ･オイルクーラ、冷媒ストレーナ、ドライヤ）

③　運転調整(振動・騒音、電圧・運転電流、電動機の冷却状態、油面・油圧及び油温)

④　清掃点検（冷却水槽清掃及び水張り、冷却塔点検及び清掃、凝縮器チューブ清掃）

(2)　付属機器点検（試運転）

①　ブラインポンプ点検(振動・騒音、電圧・運転電流、油面・油圧及び油温)

②　冷却水ポンプ点検(振動・騒音、電圧・運転電流、電動機の冷却状態、油面・油圧及び油温、冷却水、ダンパー開閉動作)

(3)　冷凍機運転立会

整備終了後、冷凍機運転において甲が指示する時間の立会いを行い、正常な運転を確認する。万が一にも異常があった場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

４．　報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

５．　委託期間

令和8年12月1日から令和8年12月15日まで

除排雪業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務の範囲

(1)　通常除雪範囲

別紙図面の赤色の部分とし、除雪作業実施降雪量に至ったときに除雪作業を実施することとする。

(2)　指示除排雪範囲

別紙図面の青色の部分とし、甲の指示により除排雪作業を実施することとする。

(3)　イベント利用に対応の入場口階段の除雪範囲

別紙図面の気黄色の部分とし、甲の指示により除雪作業を実施することとする。

３．　除雪作業実施降雪量

１５㎝以上の降雪があった場合とする。

４．　業務の内容

業務の範囲で示す区域について、除雪ショベル１．７㎥と除雪ショベル１．３㎥およびダンプトラックを使用して除排雪作業を実施すること。

(1)　通常の業務

午前８時３０分までに諸車両および人の通行が妨げられないように除雪作業を実施すること。

(2)　指示による業務

甲の要求した日時に、甲の指示による除排雪作業を実施すること。

・イベント等に合わせた除排雪作業の日時の指定や作業範囲等

日中の除雪については甲の指示があった場合は実施すること。

５．　スノーポールの設置および撤去

(1)　スノーポールは乙で用意し、設置および撤去をすること。

(2)　設置場所は、除排雪作業の際の安全確保のため、必要箇所に設置すること。

６．　事故および損害賠償

(1)　作業実施にあたっては、周囲の安全を確認し、事故がないよう十分注意すること。

(2)　作業中に異常箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。

(3)　作業実施にあたり、施設等に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償すること。

６．　報告書の提出

作業完了毎に、除排雪作業日報（別紙）を作成し速やかに所長に提出すること。

７．　委託の方法

委託期間でのシーズン契約とする。

８．　委託期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

除雪作業	令和4年度実績	
除雪ショベル	75ｈ	
小型ショベル	75ｈ	
排雪作業	令和4年度実績	
除雪ショベル	40ｈ	
小型ショベル	40ｈ	
ダンプトラック（8ｔ枠付）	40ｈ	

【令和6年度】

除雪作業	１２月	１月	２月	３月	計
除雪ショベル（1.7㎥）	10ｈ	15ｈ	30ｈ	20ｈ	75ｈ
除雪ショベル（1.3㎥）	10ｈ	15ｈ	30ｈ	20ｈ	75ｈ
排雪作業	１２月	１月	２月	３月	計
除雪ショベル（1.7㎥）	0ｈ	0ｈ	20ｈ	20ｈ	40ｈ
除雪ショベル（1.3㎥）	0ｈ	0ｈ	20ｈ	20ｈ	40ｈ
ダンプトラック（8ｔ枠付）	0ｈ	0ｈ	20ｈ	20ｈ	40ｈ
ダンプトラック（10ｔ以上枠付）	0ｈ	0ｈ	0ｈ	0ｈ	0ｈ

屋内競技場周辺図

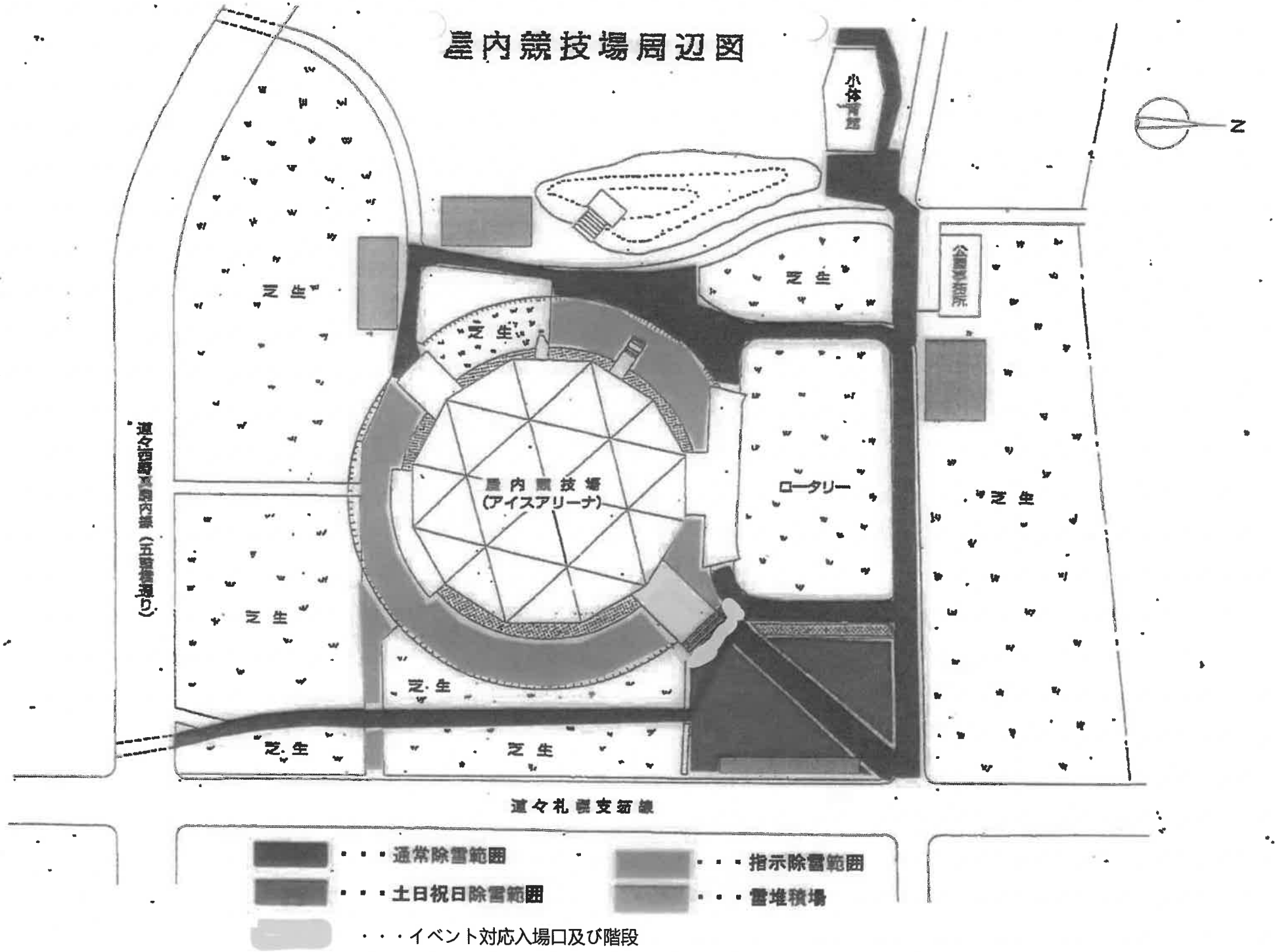
小体育館
N
公園管理事務所
芝生
屋内競技場
(アイスアリーナ)
ロータリー
道々西野真駒内線（五輪橋通り）
道々札幌支笏線
・・・通常除雪範囲
・・・土日祝日除雪範囲
・・・イベント対応入場口及び階段
・・・指示除雪範囲
・・・雪堆積場

No.

館長	副館長	課長		係長		係

除　排　雪　作　業　日　報

場所　真駒内屋内競技場　　令和　　年　　月　　日　　曜日

天　　候				作業責任者		
作業開始時刻		時　　分		確認者氏名		
作業終了時刻		時　　分		確認者氏名		
稼働車両等名	除雪ショベル 1.7㎥	開始	時　　分	稼働時間	時間　　分	台
		終了	時　　分			
	除雪ショベル 1.3㎥	開始	時　　分	稼働時間	時間　　分	台
		終了	時　　分			
	ダンプトラック	開始	時　　分	稼働時間	時間　　分	台
		終了	時　　分			
		開始	時　　分	稼働時間	時間　　分	台
		終了	時　　分			
合計	除雪ショベル	時間　　分				
	ダンプトラック	時間　　分				
		時間　　分				
		時間　　分				

除排雪区域　　通常除雪範囲　　指示除排雪範囲（　　）

放送設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務対象物　　放送設備一式

３．　業務内容

１）デジタル音響調整卓

２）アリーナ音響ワゴン

３）入出力パッチ架

４）出力制御架

５）電力増幅架

６）センタークラスタースピーカ

７）３階席用スピーカ

８）３階立見席用スピーカ

９）ワイヤレスマイク

４．　実施日時については、甲と事前に打ち合わせすること。

５．　報告書の提出

業務終了後は、報告書を速やかに館長に提出すること。

委託期間

６．　令和8年12月1日から令和8年12月28日まで

臨時清掃業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場（附属体育館含む）

２．　清掃業務の内容及び勤務時間

(1)　業務の実施に当たっては、原則、甲が定める清掃作業実施基準表により行うこと。

(2)　勤務時間は、原則、午前8時から12時までとする。ただし状況によっては、時間を延長する場合がある。（延長の際の基本時間は、12時から16時とする）

３．　報告

業務実施中、忘れ物・不審物等や施設設備及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに館長に報告すること。

４．　一般事項

この業務に当たっては、衛生面や火気の取扱いに留意するとともに、甲の業務に支障のないよう次の事項について十分注意すること。

(1)　塵芥を飛散させないこと。

(2)　清掃器具類の取扱いに注意し、工作物・備品等を破損しないこと。

(3)　火気の取扱いには十分注意し、消防法第２条第１項第７号に規定する危険物は、絶対に使用しないこと。

(4)　電気または水道の使用に当たっては、極力節約するように努めること。

(5)　その他、細部の事項については、館長の指示に従うこと。

５．　臨時清掃業務範囲

臨時清掃範囲については、催事等の内容に応じ以下の範囲とする。

①アリーナ床面、リンクサイド、観覧席、地階・1階・2階・3階の階段・廊下、地階・1階・2階・3階のトイレ、ゴミ収集、会議室・更衣室

②屋内競技場前公衆トイレ

③附属体育館

ただし、①については催事等の内容に応じて作業範囲を指示する。

６．　その他

利用状況により清掃人員、範囲、時間等をその都度指示する。

８．　経費の負担

業務を遂行する上で、必要な消耗品および清掃用具一式は、受託者の負担とする。

９．　委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

臨時警備業務仕様書

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務内容

(1)　入場者の監視

(2)　盗難防止のための注意

(3)　事故防止のための注意

(4)　場内施設設備、備品の監視

(5)　不法侵入者、挙動不審者の取締り

(6)　遺失物、拾得物の受付

(7)　非常災害時の入場者の避難誘導

(8)　その他、館長が指示する業務

３．　人員と勤務時間

甲が指示する日に、原則管理員１名が22時00分から9時00分までの間で指示する時間に勤務すること。

甲が勤務日および時間を止むを得ず変更する場合は、その指示に従い勤務すること。

４．　巡回点検等

(1)　別紙巡回経路により、巡回を実施すること。

(2)　巡回時における点検事項は、概ね次のとおりとする。

①　施錠の確認

②　電気、水道、ガス設備の点検

③　照明等の消灯状況の確認

④　ストーブ、煙草の吸殻等の消火状況の確認

⑤　場内の施設設備、備品の監視

⑥　その他、防火・防犯上必要な事項

(3)　万が一にも火災その他の非常災害が発生したときには、臨機の措置を講ずるとともに別紙非常連絡網により連絡し、指示を受け適切な措置を講じること。

①　火災および人身災害の場合は、消防署１１９番に通報するとともに、甲の指定する職員に連絡すること。

②　盗難、暴力破壊の場合は、警察署１１０番に通報するとともに、甲の指定する職員に連絡すること。

５．　報告書の提出

毎業務終了後は、業務報告書を速やかに館長に提出すること。

６．　委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

巡回経路

①屋内競技場事務室　→　②地階中通路経由各室および食堂　→　③職員玄関前階段から１階へ　→　④各トイレ　→　⑤１階１周後２階（ランニングコース）へ　→　⑥各トイレ　→　⑦２階１周後地階へ　→　⑧裏搬出入口　→　⑨屋内競技場事務室　→　⑩退館時に門扉閉門

空調機法令点検業務

この仕様書は、本業務の大要を示すものである。

この仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じて軽微な作業で管理上必要と認める作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

１．　業務場所　　真駒内屋内競技場

２．　業務の内容

真駒内屋内競技場３Fランニングコースに設置してある空冷式ヒートポンプ式パッケージエアコンのフロン排出抑制法にかかる法定点検を実施する。

室内機床置型　冷房能力50ｋｗ　圧縮機容量15ｋｗ

PAC-1a、PAC-1b、PAC-1d、PAC-1e、PAC-1f、

PAC-3a、PAC-3b、PAC-3d、PAC-3e、PAC-3f、PAC-3g、PAC-3hの冷媒漏洩点検運転状態確認、結果報告書作成

（１）冷媒漏洩点検

冷媒の漏洩は室内機及び室外機の外観点検による漏れ、腐食、凍結、着霜、機器の損傷がないことを確認する。

（２）運転状態確認

空調機運転時、運転中の状態値（圧力、電流、温度など）に異常がないか確認する。

（３）結果報告書作成

点検の結果、異常が確認され修理が必要な場合は速やかに報告書を作成し対応にあたる。

３．　委託期間

'令和9年3月1日から3月31日まで

特殊建築物等定期調査業務仕様書

この仕様書は作業の大要を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ軽微な作業で管理上必要と認める作業は委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所

名　称	住　所	建物面積(延床面積)
真駒内屋内競技場	札幌市南区真駒内公園1番1号	15,261.12㎡
附属体育館	札幌市南区真駒内公園1番1号	756.㎡

2. 業務内容

(1)　本業務は、建築基準法第12条第1項及び第2項に基づき、特殊建築物の定期調査について一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者により、損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検をするものである。

(2)　本業務は、仕様書に定めるもののほか、建築基準法及びこれに基づく地方条例に基づくものとする。

3. 点検内容

「特定建築物定期調査業務基準」(最新版)財団法人 日本建築防災協会に基づき、点検を行うものとする。

4. 業務実施日

実施日時については、事前に打ち合わせすること。

5. 報告書の提出

業務終了後は速やかに北海道建設部建築指導課の定期報告様式を用いた報告書を2部提出すること。

6. 委託期間

委託期間は、令和8年 8月 1日から令和8年 10月 31日までとする。

業務仕様書(真駒内屋外競技場)

業　務　名	委託・請負	委託(請負)の期間	委託(請負)の内容
清掃業務	委託	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	別紙業務仕様書のとおり
機械警備業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
電気設備及び機械設備運転保守管理業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
冷凍機保安管理及び保安管理者業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
自家用電気設備保守点検業務	〃	令和8年5月1日から5月31日まで	〃
動力操作盤保守点検業務	〃	令和8年10月1日から10月31日まで	〃
冷凍機点検業務	〃	令和8年11月1日から11月30日まで	〃
スケート競技システム点検整備業務	〃	令和8年10月1日から10月31日まで	〃
消防設備保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
ボイラー等点検整備業務	〃	令和8年8月1日から8月31日まで	〃
飲料用受水槽清掃業務	〃	令和9年3月1日から3月31日まで	〃
除雪業務	〃	令和8年12月1日から令和9年3月31日まで	〃
ボイラー煤煙測定業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
飲料水水質検査業務	〃	令和8年10月1日から10月30日まで	〃
電話交換機保守点検業務	〃	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	〃
冷凍機点検整備及び保守点検業務	〃	令和8年11月1日から令和9年2月日まで	〃
冷凍機運転業務	〃	令和8年12月1日から令和9年2月日まで	〃
整氷及びスケートパトロール業務	〃	令和8年12月1日から令和9年2月日まで	〃
特殊建築物等定期調査業務	〃	令和8年8月1日から10月31日まで	〃

清掃業務仕様書

真駒内屋外競技場

この仕様書は作業の大要を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ軽微な部分で、甲が美観又は建物の清掃管理上必要と認めた作業は委託料の範囲内で実施するものとする。

1・作業内容

(1) 作業の実施にあたっては、甲が別に定める清掃作業基準表に基づくものとする。

(2) 清掃員は、毎日(休場日を除く。)7時30分から10時30分まで常駐するものとする。

(3) 屋外競技場の業務上特に必要な場合は、(2)の定めにかかわらず甲の指定する時間帯に常駐するものとする。

(4)清掃員の配置は、原則として2名とする。

2. 報告

作業実施中、清掃業務契約施設及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。

3. 一般事項

この作業にあたっては、衛生面や火気の取扱いに留意するとともに、甲の業務に支障の無いよう下記事項について十分注意すること。

(1) 塵あいを飛散させないこと。

(2) 清掃器具類の取扱いに注意し、工作物・備品等を損傷しないこと。

(3) 火気の取扱いには十分注意し、特に消防法第2条第1項第7号に規定する危険物は、絶対に使用しないこと。

(4) 電気又は水道の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(5) その他細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

4. 常駐清掃員

(1) 床の清掃

(A) ビニールタイルの床は、電気掃除機又は回転ほうき等により塵あいを除去すること。

(B) コンクリート、磁器タイルの床は電気掃除機又は回転ほうき等により塵あいを除去し、モップにより水拭きを行うこと。

(C) フロアの床は、回転ほうきにより塵あいを除去し、モップによりから拭きを行なうこと。

(2) 机の上は、塵あいを除去し汚れを拭き取ること。

(3)ドアノブ・運動用器具・ベンチ等については、洗剤・薬品等でていねいに拭くこと。

(4) 塵芥はビニール袋等にまとめ飛散しないようにして塵芥集積所に置くこと。

(5) 手すりは、塵あいを払いから拭きまたは水拭きをすること。

(6) 玄関マットは常に泥を取り除くこと。

(7) 各出入口の戸については、ガラス面は乾いた布で磨き、ガラス以外の部分は状況に応じてから拭き又は水拭きをすること。

(8) 茶殻、吸い殻等は所定の場所に捨て、容器は水洗いし定位置に置くこと。

(9) 便所の汚物入れは、汚物を容器から取出し所定の場所に捨て容器の内外をていねいに水洗いし、消毒して定位置に置くこと。

(10) 便器と手洗器は、ていねいに水洗いして薬品により洗浄すること。

(11) トイレットペーパー及び石鹸液は常に補充し、使用に差し支えないようにすること。

(12) ドアの把手は石鹸水をもって拭きとること。

(13) 玄関付近及び特に通行の激しい部分の仕上清掃は毎朝開場前に行うこと。

(14) 清掃作業中は、マスク、手袋等を着用し身体の保護につとめること。

(15) その他指示する業務。

5. 付帯業務

(1) 屋外競技場において、業務遂行上最初の入館者になるときは、甲の定める方法により鍵を開け、防火、防犯等乙の責任において遺憾のないよう努めること。

(2) 屋外競技場の機械警備中の休場日及び夜間の臨時入場は、原則として認めない。ただし、特に必要がある場合は、別に示す緊急連絡者に連絡して、その指示に従うものとする。

6. 報告書の提出

毎日業務が終了したときは、業務日誌に必要事項を記入し作業終了時に甲に提出するものとする。

7. 経費の負担

業務上使用する消耗品具一切は、乙の負担とする。

8. 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

清掃日誌

真駒内屋外競技場

館長	副館長	課長・主幹	係長	係

清掃員	

年　月　日（　）

区分 作業対象区分 及び作業内容	玄関ホール 廊下	事務室	トレーニング室	第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	第五会議室	第五会議室控室	更衣室・シャワー室	第一控室	第二控室	事務室前便所 大3 小4	第一控室便所 大9 小9	一階西側廊下便所 大2 小2	コンコース便所 大34 小30	授乳室 大1	貴賓室 大2 小1	特別応接室	事務室前倉庫	館前アーケード	インフィールド	アウトフィールド
	㎡ 443	㎡ 88	㎡ 207	㎡ 100	㎡ 149	㎡ 101	㎡ 77	㎡ 77	㎡ 34	㎡ 317	㎡ 200	㎡ 210	㎡ 20	㎡ 36	㎡ 3	㎡ 87	㎡ 28	㎡ 71	㎡ 38	㎡ 28	㎡ 362	㎡ 5,700	㎡ 3,800
床清掃	1/日		1/日			点検	1/週	4/週		点検	点検	点検					点検	必要時	必要時				
机・椅子清掃			1/日							点検	点検	点検					点検	必要時	必要時				
灰皿処理	1/日																						
屑かご処理	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	点検	1/週	4/週		点検	点検	点検					点検						
床水拭・雑巾かけ	点検									点検			1/日	1/日	1/日	必要時							
便器・洗面器薬剤洗浄													1/日	1/日	1/日	必要時	点検						
ドア拭き													1/日	1/日	1/日	必要時	点検						
金属磨き																							
ジュータン清掃			1/日	1/日	1/日					点検													
大塵拾い																							
備考																							

清掃作業基準表

区分 作業対象区分及び作業内容	玄関ホール 廊下	事務室	トレーニング室	第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	第五会議室	第五会議室控室	更衣室・シャワー室	第一控室	第二控室	事務室前便所 大3 小4	第一控室便所 大9 小9	一階西側廊下便所 大2 小2	コンコース便所 大34 小30	授乳室 大1	貴賓室 大2 小1	特別応接室	事務室前倉庫	館前アーケード	インフィールド	アウトフィールド
	㎡ 443	㎡ 88	㎡ 207	㎡ 100	㎡ 149	㎡ 101	㎡ 77	㎡ 77	㎡ 34	㎡ 317	㎡ 200	㎡ 210	㎡ 20	㎡ 36	㎡ 3	㎡ 87	㎡ 28	㎡ 71	㎡ 38	㎡ 28	㎡ 362	㎡ 5,700	㎡ 3,800
床清掃	1/日		1/日			点検	1/週	4/週		点検	点検	点検					点検	必要時	必要時				
机・椅子清掃			1/日							点検	点検	点検					点検	必要時	必要時				
灰皿処理	1/日																						
屑かご処理	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	点検	1/週	4/週		点検	点検	点検					点検						
床水拭・雑巾かけ	点検									点検			1/日	1/日	1/日	必要時							
便器・洗面器薬剤洗浄													1/日	1/日	1/日	必要時	点検						
ドア拭き													1/日	1/日	1/日	必要時	点検						
金属磨き																							
ジュータン清掃			1/日	1/日	1/日					点検													
大塵拾い																							

機械警備業務仕様書

真駒内屋外競技場

本仕様書は、業務の大要を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ軽微な業務で業務上必要と認められる業務についても委託料の範囲内で実施するものとする。

（業務場所）　　真駒内屋外競技場

Ⅰ　機械による警備

1　警備方法　　機械警備

2　基準時間　　(1) 開場日　　17時15分から翌朝8時30分まで
(2) 休場日　　8時30分から翌朝8時30分まで

3　実施時間　　(1) 前記警備基準時間内において警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲から警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
(2) 前記警備中はパトロールカー乗車警備員（以下「機動隊」という。）により施設内及び外周を巡回し、防火・防犯その他の事故防止上必要な処理をするものとする。

4　警備内容　　(1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
警備対象に異常事態が発生したことを確知したときは機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態の拡大防止にあたること。
(2) 事故確知時における通報及び連絡
① 異常事態発生時、警備対象に到着した機動隊は異常事態を確知後、必要に応じて関係先へ通報すること。
② あらかじめ定められた甲の指示する職員へ連絡すること。

5　警備開始時における取扱い　　(1) 甲における取扱い
① 甲の最終退館者は防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認するものとする。
② 次に最終退館者は退館口を施錠した後、外部に設置したキーボックスの電源及び回路を確認し、警戒の状態にセットする。
(2) 乙における取扱い
ガードセンター（警備本部）は甲の最終退館者のキーボックスの操作により自動的に標示される警戒の信号を確認し、警備を開始する。

6　警備終了時における取扱い

(1) 甲における取扱い

甲の最初の入館者は、入館前に必ず外部に設置したキーボックスを警戒解除の状態にセットする。

(2) 乙における取扱い

ガードセンター(警備本部)は、甲の最初の入館者のキーボックスの操作により自動的に標示される警戒解除の信号を確認し、警備を終了する。

7　警備実施時間中における甲の臨時入館

原則として入館しないものとする。

但し、真にやむを得ない場合のみ、次の要領により行うものとする。

(1) 甲の臨時入館者は、キーボックスを警戒解除の状態にセットした後に入館し、以後甲の責任において処理するものとする。

(2) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施するものとする。

8　鍵の預託　警備実施に必要な鍵は甲乙相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管する。

9　警報装置の保守点検　警備対象に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行うものとする。

II　一般事項

1　報告書の提出　毎月、当該月の警備が終了したときは、速やかに、機械警備報告書を甲に提出しなければならない。ただし、侵入者、火災等があった場合は、その都度報告しなければならない。

2　経費の負担　業務上使用する消耗品具は、一切乙の負担とする。

3　委託期間　委託期間は、令和8年4月1日から　令和9年3月31日までとする。

電気設備及び機械設備運転保守管理業務仕様書

真駒内屋外競技場

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　業務人員　　業務員の配置は、原則として両設備合わせて有資格者3名とし、そのうち、電気工事士1名、1級ボイラー技師1名、危険物取扱者乙種4類1名を配置しなければならない。

3　勤務時間　　業務員は、毎日甲の定める時間帯に常駐すること。
（通常 8:30～18:30）
但し、催物のある日は、館職員の指示する時間帯まで常勤すること。

4　付帯業務　　(1) 受託業務終了時に最終退館者になると予想される時は、あらかじめ甲に報告して了解を得ること。
また、業務遂行上最初の入館者となる時は、甲の定める方法により鍵を受け、防火・防犯等乙の責任において遺憾のないよう努めること。

(2) 甲の定める業務の必要がない日及び甲の定める時間帯以外の時間帯の臨時入場は、原則的に認めない。ただし、特に必要がある場合は、別に示す緊急連絡者に連絡して、その指示に従うものとする。

5　報告書の提出　　毎日、業務終了後は、業務日誌に必要事項を記入し、翌朝9時までに甲に提出しなければならない。

6　経費の負担　　業務上使用する消耗品具一切は、乙の負担とする。

7　委託期間　　令和8年4月1日から　令和9年3月31日まで

8　業務内容

(1)電気設備運転保守管理業務

電気設備と弱電電源設備の機器の機能を最大限に発揮できるように、「電気設備竣工図」の内容を遵守して設備を保守し、施設の維持に万全を期すものとする。

但し、この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分でこれらの機器の管理上必要な作業は、本業務の範囲内とする。

ア　日常の保守業務

① 受配電設備の点検
② 各積算計・保護継電器・断電器の作動試験及び復帰
③ 機器の点検及び絶縁抵抗測定
④ 動力・電灯・負荷の点検
⑤ 各種照明の点検・運転・調整
⑥ 軽微な故障の修理と応急処置
⑦ 消耗品(蛍光管・電球等)の取り替え

イ　電気設備関係高圧受電管理業務

① 高圧主幹回路の開閉操作
② 動力制御盤・各分電盤の電源開閉、点灯
③ 各計器の指示記録

ウ　契約電力量の遵守

契約電力量を十分に遵守し、厳格にチェックすること。

エ　その他

① 毎日施設箇所を巡回し、特に誘導灯及び出入口標示灯等は入念に点検するとともに、不良箇所は速やかに修理すること。
② 記録の整理
③ 測定器・工具等の整理保管
④ その他、甲の指示する業務

(2)機械設備運転保守管理業務

ボイラー設備及び付属機器運転にあたっては、ボイラー取扱説明書の内容を遵守するほか、この仕様書によって保守管理を行うものとする。

なお、この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分でこれら機器の管理上必要な作業は委託料の範囲内で実施するものとする。

ア ボイラー設備

(ア) 焚焼操作
(イ) 負荷調整
(ウ) 運転作動監視
(エ) 温水槽、真空ポンプ及び還水槽の水位確認
(オ) 煤煙発生防止
(カ) 給水及び還水処理
(キ) オイルサービスタンクの水抜き
(ク) 軟水装置操作
(ケ) 清缶剤の投入
(コ) 給水ポンプ及び冷却水の水量調節
(サ) スチームヘッダー各バルブの開閉操作
(シ) 各止弁、グランド漏洩点検修理
(ス) その他付属機器の注油点検
(セ) 各機器計器の調整及び記録
(ソ) 各機器の振動、異音の有無点検
(タ) ボイラー及び付属機器周辺の清掃
(チ) 廃油(スラッチ)等の処理
(ツ) 場内通気箇所の随時巡回及び温度調整

イ ボイラー火室及び付属機器の点検整備

(ア) 安全弁
(イ) 圧力弁
(ウ) 水面計
(エ) 煙導
(オ) 各指示計
(カ) 電流計
(キ) バーナー誘引ファン
(ク) オイルサービスタンクストレナー
(ケ) アドマイジング、カップエアーノズル
(コ) イグニッションノズル
(サ) 光電管、採光ガラス
(シ) 制御盤
(ス) 自動給油装置
(セ) オイルギャーポンプ
(ソ) 漏水時の部品

ウ ボイラーの定期自主検査記録

ボイラー及び圧力容器安全規則第32条に定める定期検査を行い、記録するとともに館長に報告するものとする。

エ 衛生設備
(ア) 揚水・排水ポンプの運転
(イ) 各付属機器の運転
(ウ) 運転作動監視
(エ) 表示ポンプの計器点検
(オ) 水道、蛇口器具の点検
(カ) 水栓、配管設備の点検
(キ) 各機器の設備箇所周辺の清掃

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第2項イの規定に基づく遊離残留塩素の検査を行い、記録するとともに、基準値を超えたときは処理をした上、甲に報告するものとする。

カ その他甲の指示する事項

機械室配管図

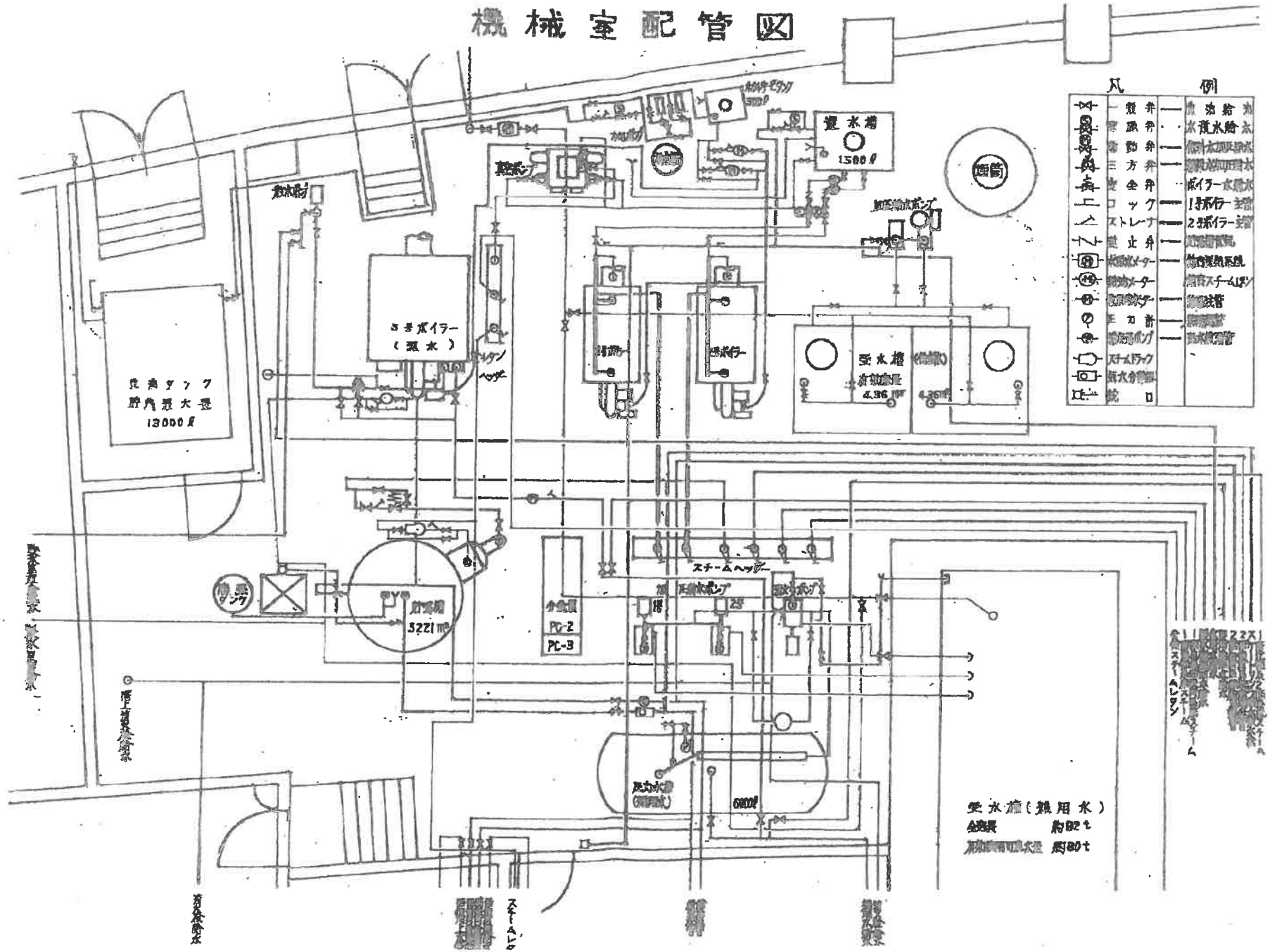
凡例
一般弁
逆止弁
電動弁
三方弁
安全弁
コック
ストレーナ
逆止弁
圧力計
給水ポンプ
スチームトラップ
給水分岐
缶水
重油タンク
容量 13000ℓ
3号ボイラー
(温水)
給水ポンプ
温水ポンプ
1号ボイラー
2号ボイラー
温水槽
1500ℓ
膨張タンク
3000ℓ
給水槽
容量 4.36㎥
4.36㎥
(仕切)
ボイラー給水
1号ボイラー主管
2号ボイラー主管
給湯循環管
給湯管
膨張管
給水補給管
スチームヘッダー
スチームトラップ
スチームヘッダー
給水ポンプ
温水ポンプ
給水ポンプ
PC-1
PC-2
PC-3
貯油槽
322l㎥
圧力水槽
(空気圧式)
600ℓ
受水槽(雑用水)
容量 約92t
有効容量 約80t
消火給水
給湯
給湯循環
スチームトラップ
スチームヘッダー

館　長	副館長	課　　長		主　　幹		係　　長		係	

ボイラー設備管理業務日誌（真駒内屋外競技場）

令和　　年　　月　　日　　曜日　天候　　気温 8:00　　℃：14:00　　℃

	A　重　油			水道水	ガス
	1･2号ボイラー	3号ボイラー	合　計	親メーター	親メーター
本日指針					
前日指針					
使用量					
月累計					

重油繰越量	受入量	重油繰越合計	本日使用量	残　量

	ボイラー運転時間および送気時間																
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1号ボイラー運転																	
2号ボイラー運転																	
一階南側･第5系統																	
一階北側･二階系統																	
ストレージタンク																	
3号ボイラー運転																	

	1号ボイラー	2号ボイラー
ボイラー水排水量		

点検装置等	異常の有無
水面計	
安全弁	
吹出コック	
バーナー	
自動制御装置	
給水ポンプ	
燃焼室	
圧力計	
排出煤煙濃度	

(記　事)
※　シャワー利用　　名

勤務員：

館長	副館長	課長		主幹		係長	

電気設備管理業務日誌

真駒内屋外競技場

令和　　年　　月　　日　　曜日　天候:　室温:　℃ 湿度:　%

担当

項目 / 時刻	受電 電圧（kV）	受電 電流（A）	受電 力率（%）	受電 電力（kW）	送電 冷凍機 NO. 2 (A)	送電 冷凍機 NO. 1 (A)	送電 附属動力（A）	送電 進相器（季）（A）	送電 一般動力（A）	送電 一般電灯（A）	送電 リンク電灯（A）	送電 進相器（常）（A）
9：00												
10：00												
11：00												
12：00												
13：00												
14：00												
15：00												
16：00												
17：00												
18：00												
19：00												
20：00												

使用電力量		変圧器容量	600KVA	600KVA	500KVA	═══	250KVA	100KVA (1)(2)	150KVA	═══
		変圧器温度 14時測定	℃	℃	℃	═══	℃	(1) ℃	℃	═══

			蓄電地整流器（電圧・電流）14時測定		(V)		(A)		
常用	本日								
	前日								
	使用量	(×60)kWh	リンク電灯	上段点灯	:	:	:	コンコース照明	1／2点灯	:	:
	月累計	kWh		下段点灯	:	:	:		全灯	:	:
	年累計	kWh		消灯	:	:	:		消灯	:	:
	最大電力	kW									
季節	本日		記事								
	前日										
	使用量	(×240)kWh									
	月累計	kWh									
	年累計	kWh									
	最大電力	kW									

冷凍機保安管理及び保安管理者業務仕様書

真駒内屋外競技場

冷凍機設備及び付属機器(高圧ガス製造施設)の保安を、高圧ガス保安法第26条の規定に基づき構造、設備の安全確保を実施する。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　対象機器　　三菱重工ターボ冷凍機 ART－50L・S 及び付属機器 (2台)
高圧ガス製造事業所
高圧ガス製造(冷媒名=HFC134a)
冷凍能力 675t　充填量1,000kg

3　保安責任者　　第一種冷凍機保安責任者

4　保安管理及び運転業務

① 構造、設備及び製造方法が保安規則等で定める基準に適合するように管理する。
② 製造設備、保安設備、測定機器等を正常に維持し、管理する。
③ 製造設備の巡視点検基準に基づき、記録により必要な措置を行う。
④ 保安責任者が指示する者は、製造設備の運転状況を管理し、運転管理を行う。

夏期点検整備

① 冷媒ガスの凝縮機への回収
② 冷却水回路の清掃
③ 冷媒設備の整備清掃

運転開始前点検

① 自動制御装置作動状況(ハイカット、ローカット、断水リレー、インターロック)
② 安全弁及び圧力計のテスト
③ 冷媒設備(可溶栓及び破裂板)からの冷媒ガスの漏れ
④ 各配管系統のバルブ状況
⑤ 電気回路の点検
⑥ 防錆塗装の点検
⑦ その他保安上必要な事項

運転時の点検

① 冷媒設備の高圧及び低圧の圧力並びに油圧
② 被冷却物(ブライン)温度
③ 凝縮機の冷却水温度
④ 圧縮機、凝縮機用冷却ポンプ及びブライン循環ポンプ等駆動状況
⑤ 異常音及び異常振動の有無
⑥ 運転時間
⑦ その他必要事項

5　異常事態の発生の場合

保安責任者は、事務所職員に通報すると共に災害防止に努め、
札幌市消防局予防部査察規制課保安係に連絡通報すること。

6　報告書の提出

冷凍機点検表に必要事項を記入して、館長に報告すること。

7　委託期間

令和8年4月1日から　令和9年3月31日まで

自家用電気設備保守点検業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　業務内容　　自家用電気設備について、次の試験・測定及び点検設備を実施する。

〔1〕 試験・設備

① 保護継電器試験
② 遮断器動作・連動試験
③ 接地抵抗測定
④ 絶縁抵抗測定

〔2〕 点検・設備

① 受電盤・変圧器盤・蓄電盤内のケーブル等の機器取付部及び接続部のボトル・ナット類の点検・増締を行い、さらに破損・損傷等の点検設備及び清掃を行う。
② 高圧受電切替装置の点検調整を行う。

3　報告書の提出　上記業務終了後は、速やかに点検結果について報告書を作成し、提出すること。

4　委託期間　　令和8年5月1日 から　令和8年5月31日 まで

動力操作盤保守点検業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、十分なる機能維持と事故の未然防止のために
下記機器の点検調整を、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　業務内容　　動力制御盤について、次の点検整備を実施する。

(1) 内部配線の点検調整
(2) 内部配線の絶縁測定
(3) ブレーカー・リレー・スイッチ・端子台の取付及びビス・ナット類の点検調整
(4) ハンドル及び可動部の調整
(5) 電圧計・電流計・表示ランプ・警報ランプ・ブザー等の作動・点検調整
(6) リレー・3Eリレー・フロートレスリレーの接点部分の点検調整
(7) 盤内インターロック回路その他自動回路、正常動作の点検調整
(8) 導体・分岐部・接続部及び端子部の加熱変色の点検
(9) 盤の内外清掃

3　報告書の提出　　上記業務終了後は、速やかに点検結果について報告書を作成し、提出すること。

4　委託期間　　令和8年10月1日 から　令和8年10月31日 まで

1 階 平 面 図

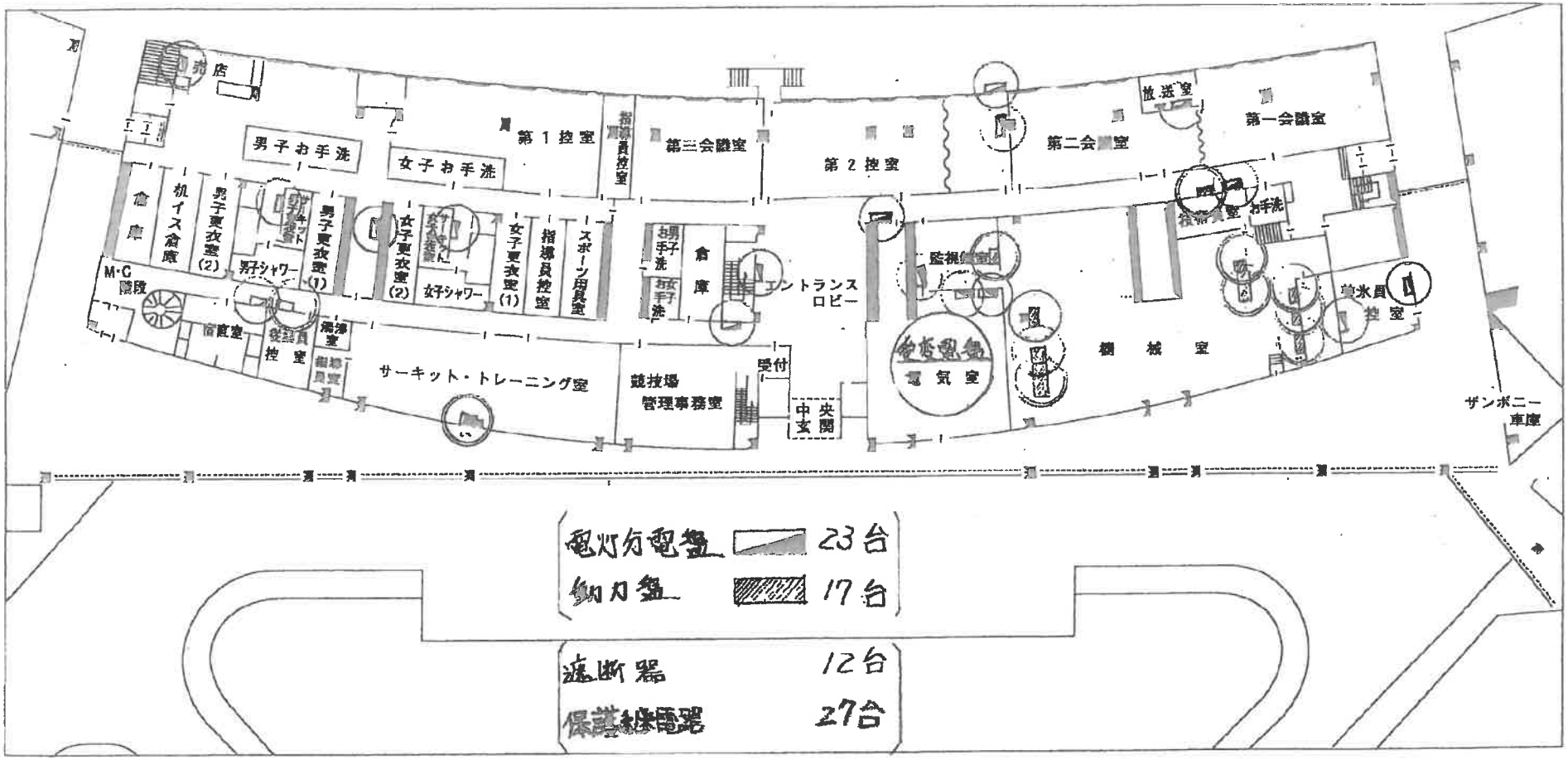
売店
男子お手洗
女子お手洗
第１控室
第三会議室
第２控室
第二会議室
放送室
第一会議室
倉庫
机イス倉庫
男子更衣室(2)
男子更衣室(1)
女子更衣室(2)
女子更衣室(1)
指導員控室
スポーツ用具室
男子シャワー
女子シャワー
倉庫
エントランスロビー
M・G階段
宿直室
指導員控室
湯沸室
サーキット・トレーニング室
競技場管理事務室
受付
中央玄関
電気室
機械室
監視室
指導員室
お手洗
製氷員控室
ザンボニー車庫
電灯分電盤 23台
動力盤 17台
遮断器 12台
保護継電器 27台

2 階 平 面 図

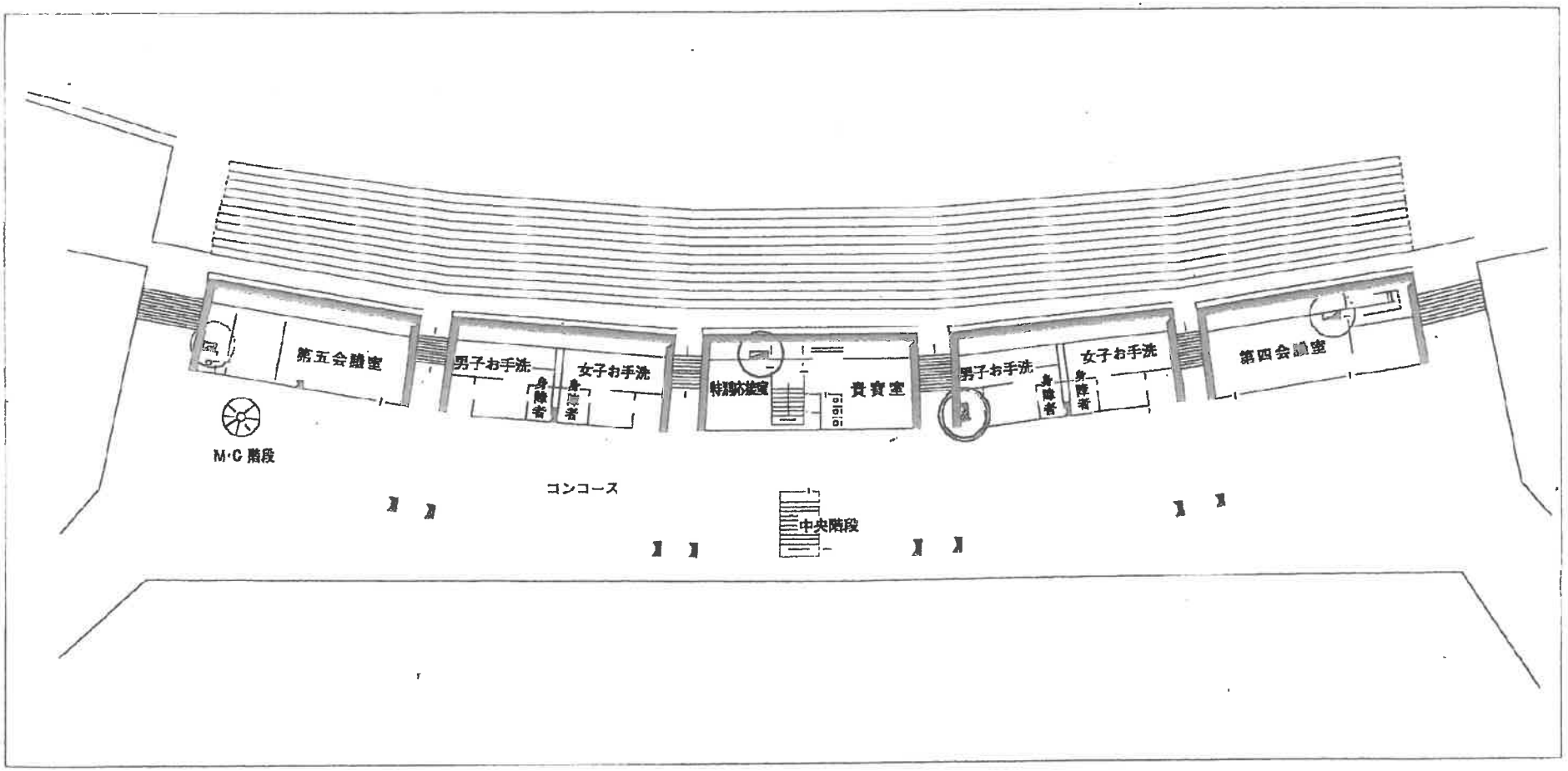
第五会議室
男子お手洗
身障者
女子お手洗
身障者
特別応接室
貴賓室
男子お手洗
身障者
女子お手洗
身障者
第四会議室
M·C 階段
コンコース
中央階段

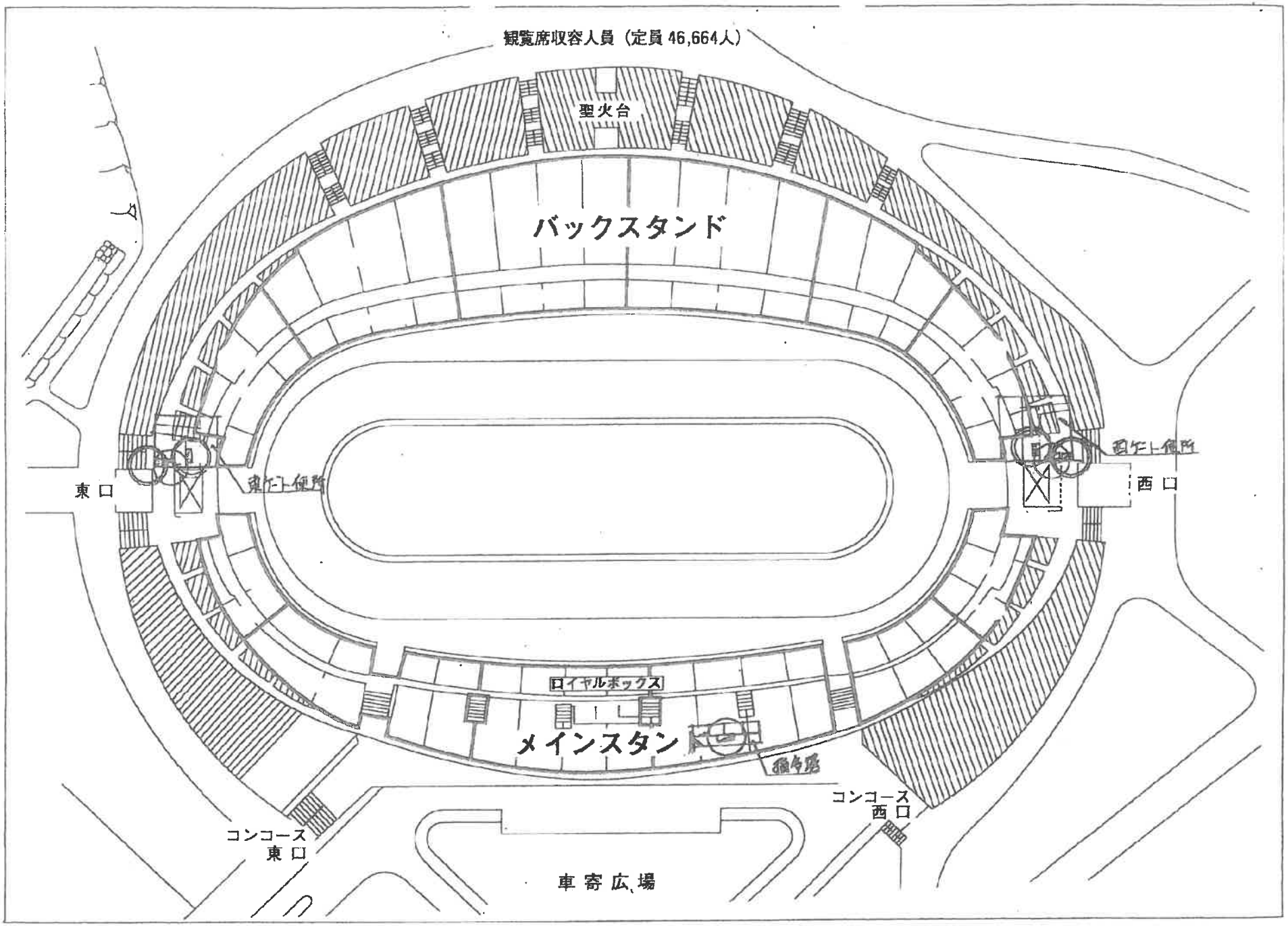
観覧席収容人員（定員 46,664人）
聖火台
バックスタンド
東口
西口
ロイヤルボックス
メインスタンド
コンコース
東口
コンコース
西口
車寄広場

冷凍機点検業務仕様書

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　対象機器　　三菱重工ターボ冷凍機ART-50L・S　1号機・2号機

3　業務内容　《通常業務》

(1) 点検内容

① 操作盤・主電源機絶縁抵抗測定

② 保安装置・制御装置・タイマー設定値確認

③ 冷媒ガス洩れ検査

※上記、仮設電源を取り付けて、点検する。

（高圧電気は使用しない）

※　機器・配管等の機能状況や腐食状況については特に精査し、異常が生じたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに甲に報告し相応の措置を講ずるものとする。

4　報告書の提出　　点検整備終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

5　委託期間　　令和8年11月1日から　令和8年11月30日 までとする。

スケート競技システム点検整備業務仕様書

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　業務内容　　計測機器類の点検整備

(1)　セイコースポーツプリンター　CT1000(2台)
(2)　〃　スポーツタイマー　ST-206(2台)
(3)　〃　光電管ユニット　PBU-30WN(1組)
(4)　〃　コース切替え装置　SD520(1組)
(5)　〃　スタート装置　PS50(1組)
(6)　機器接続ケーブル及びコネクター類

3　報告書の提出

上記業務終了後は、速やかに報告書を作成し、提出すること。

4　委託期間

令和8年10月1日 から　令和8年10月31日 まで

消防設備保守点検業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業 務 場 所　　真駒内屋外競技場

2　業 務 内 容　　本業務については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の4第1項及び第3項の規定に基づく昭和50年4月1日消防庁告示第3号の消防用設備等の点検の期間・方法及び結果報告書の様式を定める告示により実施するものとする。

3　業務対象物及び数量
(1) 消火器具　38基　　大型消火器具　1基
(2) 自動火災報知設備　受信機一式　作動式スポット型204基
定温式スポット型59基　煙感知器14基　発信機9基
(3) 誘導灯設備　24基
(4) 自家発電設備1基
(5) 屋内外消火栓設備　9基
(6) 非常用放送設備　一式（スピーカー139基）

4　実 施 方 法　　(1)総合点検を9月に、機能点検を3月に実施すること。
(2)競技場の業務に支障のないよう保守点検を行なうこと。

5　故障の修復　　自然発生及び軽微な故障の修復は、本業務の範囲内とする。

6　報告書の提出　定期点検業務終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

7　委 託 期 間　　令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月 31日 まで

ボイラー等点検整備業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1 業務対象機器

(1) ボイラー	(種類) 鋳鉄製組合	(内容積)	12.90m^3	2基
(2) ストレージタンク	(種類) 液体加熱器	(内容積)	5.321m^3	1基
(3) 温水ボイラー	(種類) 給湯ボイラー	(総出力)	1,000,000kcal/h	1基
(4) 還水槽	ステンレス 1，500ﾘｯﾄﾙ		1基	

2 業 務 内 容

[通常点検整備]

(1) ボイラー性能検査準備点検整備(昭和ボイラー SAD509SAM 12.9m3 × 2基)
- ① ボイラー本体内外部清掃
- ② ボイラー本体ケーシング脱着整備
- ③ ボイラー本体付属品分解整備

(2) ストレージタンク性能検査準備点検整備(内部鉄製 5.32t × 1基)
- ① ストレージタンク内部分解清掃
- ② ストレージタンクコイル引抜、パッキン取替
- ③ エアー抜き弁分解清掃(3台)
- ④ 逃がし弁点検清掃

(3) 温水ボイラー点検整備(昭和ボイラー SV-10003A-WW × 1基)
- ① ボイラー本体内外部清掃
- ② ボイラー本体ケーシング脱着整備

(4) ボイラーオイルバーナー清掃(2基)
- ① 炎検出器分解清掃
- ② オイルストレーナー分解清掃
- ③ 油電磁弁ユニット分解清掃
- ④ ノズルチップ交換及び清掃

(5) 還水槽清掃(1,500ﾘｯﾄﾙ内部ステンレス×1基)
- ① 還水槽内部清掃(洗剤を使用し、油分等を除去すること。)
- ② 還水槽水面計ガラス管分解清掃

(6) その他
- ① ストレージタンク圧力逃弁及びボイラー圧力安全弁吹き出し試験

3 報告書の提出

上記業務終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

4 期　　間

令和8年8月1日から　令和8年8月31日 まで

※圧力容器性能検査日は、令和8年8月実施予定。

飲料用受水槽清掃業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1	業務場所	真駒内屋外競技場
2	目的	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に準じて実施する。
3	業務対象物及び数量	受水槽　　2槽　　※1槽6㎥　計12㎥
4	業務内容	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に準じて実施する。 (2) 受水槽内の沈殿物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去 (3) 受水槽周辺の清掃 (4) 受水槽への異物混入防止装置の点検 (5) 開閉弁の清掃 (6) ボトルアップの整備
5	清掃器具	受託者において用意すること。
6	報告書の提出	上記業務終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。
7	委託期間	令和9年3月1日 から　令和9年3月31日 まで

除雪業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1 業務場所

真駒内屋外競技場（以下「屋外競技場」という。）

2 通常除雪範囲

別添図面「除雪業務実施箇所図」の赤色（車道及び駐車場）、及び青色（歩道）部分とする。

3 除雪実施積雪量

15cmの積雪に至った時に実施すること。

4 除雪完了時限

夜間に上記3の降雪があった場合は、午前8時30分までに完了すること。
（貸館日等については、競技場の指示により実施すること。）
また、日中の降雪については、屋外競技場の指示により随時実施すること。

5 使用機械

原則として、除雪ショベル（1.7㎥程度）を使用し、必要に応じて作業に適した機械を使用する。
なお、歩道については小型ショベル（1.0㎥程度）を使用し、歩行に支障がないよう通路幅を確保すること。

6 機械器具等

本業務に必要な機械器具等は、受託者において負担すること。

7 委託の方法

シーズン契約とする。

8 作業報告書の提出

作業を実施した日は、その作業完了後、別添「除雪作業日報」に必要事項を記入し、速やかに甲に提出すること。

9 その他

作業に当たっては、誘導員等を配置するなど、周囲の安全を十分確認すること。
特に、歩行者の安全及び工作物等の確認には十分留意し、万一事故が発生した場合には、速やかに報告し、競技場の指示を受けること。

10 実施期間

令和8年12月1日 から　令和9年3月31日 まで
※但し、積雪状況によっては11月下旬から業務が発生する。

道立真駒内公園（平面図）

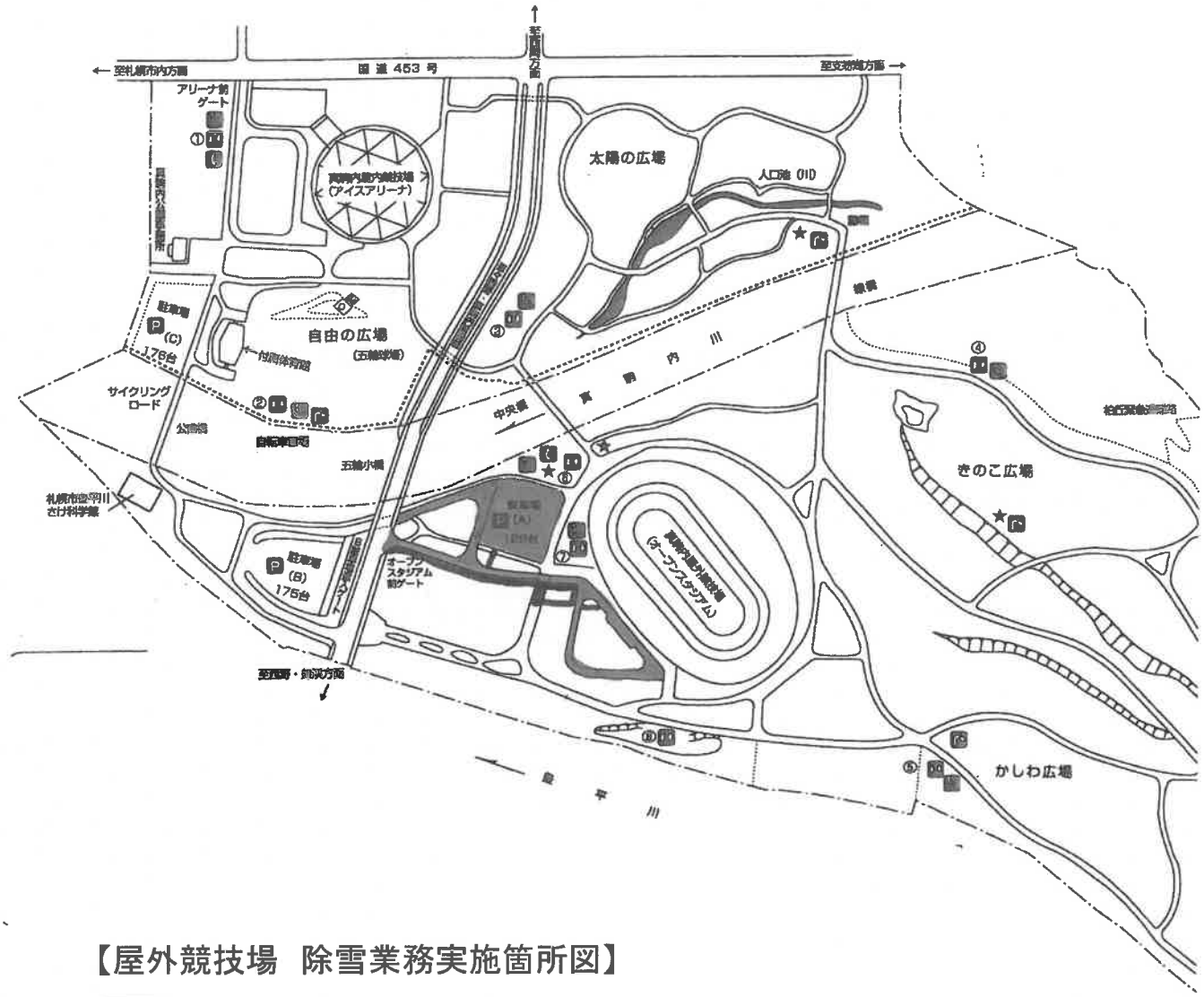

【屋外競技場　除雪業務実施箇所図】

■・・・車道及び駐車場

■・・・歩道

館　長	副館長	課　長・主　幹	係長	係

除　雪　作　業　日　報

NO.

真駒内屋外競技場　　令和　　年　　月　　日（　　）

天　　候		作業開始時刻	時　　分
作業責任者	印	作業修了時刻	時　　分

稼動車両等名		開始	時　分	
		終了	時　分	稼働時間　時　分
		開始	時　分	
		終了	時　分	稼働時間　時　分
		開始	時　分	
		終了	時　分	稼働時間　時　分
		開始	時　分	
		終了	時　分	稼働時間　時　分
		開始	時　分	
		終了	時　分	稼働時間　時　分
合計	除雪ショベル　台		時間　分	
	小型ショベル　台		時間　分	
			時間　分	
			時間　分	
			時間　分	

（除雪場所）

Ａ駐車場　・　事務所前ロータリー　・　通路　・　園路

その他（　　）

ボイラー煤煙測定業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　業務対象物　　ボイラー　3基（8月実施は、2基）

3　業務内容
(1) 大気汚染防止法施行規則第15条の規定に基づいて実施すること。
(2) 排気ガス温度測定
(3) 排気ガス水分量測定
(4) 排気ガス流量測定
(5) ダスト濃度測定
(6) ダスト流量測定
(7) 硫黄酸化物濃度測定
(8) 硫黄酸化物排出量測定
(9) 窒素酸化物濃度測定
(10) 窒素酸化物排出量測定

4　実施方法
(1) 業務は8月、2月に実施すること。
(2) 競技場の業務に支障のないよう保守点検を行なうこと。

5　測定器具　　受託者において用意すること。

6　報告書の提出　　上記業務終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

7　委託期間　　令和8年4月1日から　令和9年3月31日まで

飲料水水質検査業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1	業務場所	真駒内屋外競技場
2	業務対象物	飲料水
3	業務内容	(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に基づき簡易専用水道の水質検査をすること。 (2) 札幌市の指導要領要項に定められた定期の水質検査12項目（別表）を行うこと。
4	実施方法	競技場の業務に支障のないように検査をすること。
5	報告書の提出	上記業務終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。
6	委託期間	令和8年10月1日 から 令和8年10月30日 まで

別　　表

水質検査項

項　　目	基　　準
一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／ℓ以下であること。
鉄及びその他の化合物	0．3mg／ℓ以下であること。
塩化物イオン	200mg／ℓ以下であること。
有機物（全有機炭素　TOC　の量）	3mg／ℓ以下であること。
亜硝酸態窒素	0．04mg／ℓ以下であること。
ph値	5．8以上8．6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること

※札幌市簡易専用水道指導要領（有効容量10㎥を超える貯水槽）より

電話交換機（CX9000IPタイプS）保守点検業務仕様書

真駒内屋外競技場

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　業務対象物　　電話交換器（CX9000IPタイプS）

3　業務内容　　(1)　業務対象機器の保守点検を年/4回実施すること。
保守点検は、6月、9月、12月、3月を原則とする。
(2)　障害発生時の受付については、24時間対応とすること。
但し、保守サービスの基本時間帯は土、日、祝日、年末年始を除く平日とするが、夜間・休日は重要障害発生時は対応すること。
(3)　軽微な配線修理等は、契約内で対応すること。
(4)　保守点検時に重度な破損、故障等を発見した場合は、適切な対応策を提案すること。

4　実施方法　　競技場の業務に支障のないように点検をすること。

5　報告書の提出　　上記業務終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

6　委託期間　　令和8年4月1日から　令和9年3月31日まで

冷凍機点検整備及び保守点検業務仕様書

本業務については、この仕様書によって行うものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　対象機器　　三菱重工ターボ冷凍機ART-50L・S

3　業務内容　《通常業務》

(1) 点検整備(№1冷凍機　11月実施)

① オイルフィルター取替
② フィルタードライヤー取替
③ エダクタードライヤー取替
④ オイルポット作動試験
⑤ 冷凍機潤滑油分析

(2) 総合運転(12月実施)

① 補機運転確認
② 1号・2号冷凍機シーズンイン運転
③ 冷凍機油、冷媒量確認・調整

(3) 保守点検(1月～2月/月1回)

① 高圧・低圧・油圧の確認(良否の判断)
② 油温・油量の確認(良否の判断)
③ ブライン温度・流量の確認(良否の判断)
④ 冷却水温度・流量の確認(良否の確認)
⑤ 電圧・電流値の確認
⑥ タイマー類の動作確認
⑦ 冷媒循環量の確認(良否の確認)
⑧ ベーン、バイパスの作動確認
⑨ エダクター動作テスト
⑩ 冷媒漏洩確認

※　機器・配管等の機能状況や腐食状況については特に精査し、異常が生じたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに甲に報告し相応の措置を講ずるものとする。

4　報告書の提出　　点検整備及び保守点検終了後は、速やかに報告書を作成し、甲に提出すること。

5　委託期間　　令和8年11月1日から　令和9年2月　　日 までとする。

冷却設備点検整備計画一覧

項　　目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
No.1冷凍機通常整備 ・ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ取替 ・ﾌｨﾙﾀｰﾄﾞﾗｲﾔｰ取替 ・ｴﾀﾞｸﾀｰﾄﾞﾗｲﾔｰ取替 ・ｵｲﾙﾎﾟｯﾄ作動試験 ・ﾍﾞｰﾝ、ﾊﾞｲﾊﾟｽﾓｰﾀｰ作動試験 ・保安リレー作動試験	○			○		
No.2冷凍機通常整備 ・ｵｲﾙﾌｨﾙﾀｰ取替 ・ﾌｨﾙﾀｰﾄﾞﾗｲﾔｰ取替 ・ｴﾀﾞｸﾀｰﾄﾞﾗｲﾔｰ取替 ・ｵｲﾙﾎﾟｯﾄ作動試験 ・ﾍﾞｰﾝ、ﾊﾞｲﾊﾟｽﾓｰﾀｰ作動試験 ・保安リレー作動試験		○			○	
補機点検整備 ・ﾌﾞﾗｲﾝ・冷却水ﾎﾟﾝﾌﾟ整備 ・冷却塔整備 ・凝縮器、油冷却器ﾁｭｰﾌﾞ清掃 ・冷凍機油分析			○			○
リンク冷却用ブライン分析			○			○
試運転調整	○	○	○	○	○	○

冷凍機運転業務仕様書

真駒内屋外競技場

冷却設備及び付属機器の運転は「冷凍機保守指導書及び運転説明書」の内容を遵守し、この仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な部分でこれら機器の管理上必要と認められる業務についても、委託料の範囲内で実施するものとする。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　対象機器　　三菱重工ターボ冷凍機 ART－50L・S 及び付属機器

3　業務内容

(1) 冷却設備（冷凍機・ブラインポンプ・冷却水ポンプ・冷却塔ファン）の自動及び手動運転

(2) 付属機器（ブライン補給ポンプ・エアー抜きポンプ・温水加圧ポンプ）の必要に応じての運転

(3) 自動制御装置

① ブライン温度による冷凍機の自動運転

② 水質を均一にするため、ブライン温度差を少なくさせる必要が生じた時のブラインポンプの運転

③ 冷却水温度による冷却塔ファンの自動運転

(4) 補機類（蒸発器圧力計・凝縮器圧力計・軸受油圧計・冷媒温度計等各種計器類）及び保安装置（冷水冷却温度リレー・凝縮器断水リレー他各種リレー及びスイッチ）により運転状況を把握し、運転機能を十分に保つこと。

4　業務体制

(1)　原則的に甲が別に定める「令和2年度 冬期スケートリンク運用計画」に基づき、これに支障のないように業務体制を組み業務を遂行すること。

(2)　1日24時間業務とし、冷凍機保守管理業務員の勤務しない時間に1名常駐すること。

5　報告書の提出　　毎日、冷凍機運転日誌に必要事項を記入し、翌朝 9時までに甲に報告すること。

6　経費の負担

業務上使用する消耗品は、特注品を除き委託者の負担とする。

7　委託期間

令和8年12月1日 から　令和9年2月　　日 まで

令和8年度　スケートリンク運用計画(令和8年12月1日～令和9年2月　　日)

真駒内屋外競技場

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
月		一般開放（10:00～18:00）											
火		一般開放（10:00～18:00）											
水		一般開放（10:00～18:00）											
木		一般開放（10:00～18:00）											
金		一般開放（10:00～18:00）											
土		一般開放（10:00～18:00）											
日		一般開放（10:00～18:00）											

（注）1.　休場日は、毎月第1、3火曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)。
2.　一般開放時間は、10時から18時まで。
3.　全部利用の場合は、その都度示す。

所長	副所長	参事	課長		係長		係

冷凍機運転日誌

平成　　年　　月　　日　　曜日

真駒内屋外競技場　天候 08:00　／　14:00

冷凍保安資任者		係員	

項目 / NO.	時刻	電動機		凝縮器				蒸発器			圧縮器									時刻	外気		ブラインポンプ						冷却水ポンプ				冷却塔ファン						冷却水使用量
						冷却水		ブライン						潤滑油									NO. 1			NO. 2			NO. 1		NO. 2		NO. 1	NO. 2	NO. 3	NO. 4	NO. 5	NO. 6	
		電圧 kV	電流 A	高圧圧力 MPa	基礎液温度 ℃	入口温度 ℃	出口温度 ℃	入口温度 ℃	出口温度 ℃	低圧圧力 MPa	吐出ガス温度 ℃	ベーン開度 %	バイパス弁開度 %	油圧 MPa	油面 ◒	油回収 |	冷却器 入口 ℃	冷却器 出口 ℃			気温 ℃	氷温 ℃	電流 A	吸入圧力 MPa	吐出圧力 MPa	電流 A	吸入圧力 MPa	吐出圧力 MPa	電流 A	圧力 Kg/Cm²	電流 A	圧力 Kg/Cm²	電流 A	電流 A	電流 A	電流 A	電流 A	電流 A	
NO.1 冷凍機	8:00														○○					8:00																		当日読 m³
	10:00														○○					10:00																		
	12:00														○○					12:00																		前日読 m³
	14:00														○○					14:00																		
	16:00														○○					16:00																		使用量 m³
	18:00														○○					18:00																		
	20:00														○○					20:00																		当月累計 m³
	22:00														○○					22:00																		
	24:00														○○					24:00																		
	2:00														○○					2:00																		
	4:00														○○					4:00																		
	6:00														○○					6:00																		
	8:00														○○					8:00																		
NO.2 冷凍機	8:00														○○																								
	10:00														○○																								
	12:00														○○																								
	14:00														○○																								
	16:00														○○																								
	18:00														○○																								
	20:00														○○																								
	22:00														○○																								
	24:00														○○																								
	2:00														○○																								
	4:00														○○																								
	6:00														○○																								
	8:00														○○																								

冷凍機 No. 1	運転時刻	時　分 ～ 時　分 (時間　分)
		時　分 ～ 時　分 (時間　分)
		時　分 ～ 時　分 (時間　分)
	運転時間	時間　分
	累計運転時間	当月　時間　分　期間　時間　分
冷凍機 No. 2	運転時刻	時　分 ～ 時　分 (時間　分)
		時　分 ～ 時　分 (時間　分)
		時　分 ～ 時　分 (時間　分)
	運転時間	時間　分
	累計運転時間	当月　時間　分　期間　時間　分

記事

整氷業務及びスケートパトロール業務仕様書

真駒内屋外競技場

本仕様書については、この仕様書によって行うものとし、詳細については、競技場と打ち合わせすること。

1　業務場所　　真駒内屋外競技場

2　製氷期限　　令和8年12月　　日までに、滑走可能な氷面を作ること。

3　業務内容　(1)　製氷業務

①　リンク面及び周囲の清掃を行うこと。

②　木枠及び目地について、適切な処置を行うこと。

③　散水作業は、外気温、散水面の温度、天候等を考慮し、適切量の温水又は水を数回散布し、所定の氷厚（木枠レベル）にすること。

④　リンク塗装作業は、基礎氷が出来上がり、表面が完全に凍ってから、現物支給する白ペンキで、むらがないよう2回 塗装すること。
又、2回目の塗装は、1回目の塗装が完全に凍ってから行うこと。

⑤　作業の際、周辺に塗装が飛び散らないよう養生すること。

⑥　作業中に降雨、降雪等天候不順が生じた場合、速やかに競技場の指示を受けること。

＊ 参考　　貝殻が主成分である粉末塗装原料を、現物支給する。

(2)　整氷業務

①　不良氷、凹凸氷の補修を行うこと。

②　異物の除去を行うこと。

③　業務車両の管理及び運転については、適切に行うこと。

ア）　業務車両については、毎日点検し、異常が認められるときは、直ちに事務所に報告し、指示を受けること。

イ）　業務車両の運転については、施設設備等を破損しないよう、細心の注意を払うこと。

(3)　後処理業務

①　作業車両の点検を行い、修理箇所がある場合は、事務所に報告すること。

②　控室、ザンボニー倉庫、通路等の清掃を行うこと。

(4)　スケートパトロール業務

①　スケート一般開放時における利用者の安全を確保するため、事故の防止や危険行為に対し監視を行うこと。

②　リンクサイドの簡易的な除雪や、ヘルメットの貸し出し等、指示する軽作業を行うこと。

4　業務体制　(1)　原則的に別添「令和8年度　冬期スケートリンク運用計画」に基づき、これに支障のないよう業務体制を組んで業務を遂行すること。

(2) 稼動人員

①　整氷業務員は、原則4人勤務とするが、業務内容によって協議のうえ変更することができるものとする。

②　スケートパトロール員は、スケート一般開放時に、原則2名の監視体制とするが、利用者数によって 協議のうえ変更することができるものとする。

5　報告書の提出　毎日、整氷日誌に必要事項を記入し、翌朝9時までに事務所に報告すること。

6　業務車両の貸与について

① 整氷業務に必要な車両について、ザンボニ2台、ウニモグ2台、ロータリー除雪車1台を貸与する。また、これらの車両に必要な燃料等についても競技場が負担する。

② 業務車両等の損害保険については、別途協議するものとする。

7　そ の 他　製氷及び整氷、スケートパトロールに付随する業務については、不測の事態にも対処できるよう万全を期し、現場の状況に応じ、軽微な業務で業務上必要と認められることについても、委託料の範囲内で実施するものとする。

また、製氷および整氷業務については、競技場職員にそのノウハウを伝えるため、定期的に作業等の指導をすること。

8　委託期間　令和8年12月1日 から 令和9年2月　日まで

（スケート開放期間は、令和8年12月　日から令和9年2月　日まで）

整　氷　日　誌

館　長	副館長	課　長･主　幹	係

年　月　日　曜日	天候	午　前	午　後	記録責任者 氏　名

＊気温･氷温の記録

	8時	10時	12時	14時	16時	18時	氷　盤　状　況
気　温							
氷　温							

＊作業の記録

ザ　ン　ボ　ニ　ー		ウ ニ モ グ	ロ ー タ リ ー	運　転　者
削　氷	雑 巾 が け	除　雪	排　雪	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	
:　～　:	:　～　:	:　～　:	:　～　:	

＊燃料の記録

	受入量	給油量	残　量
ガソリン			
軽　油			
灯　油			

＊車両整備の記録

＊その他の記録（大会等）

スケートパトロール日誌

館　長	副館長	課　長・主　幹	係

年　月　日　曜日

天候	午前	午後

《出勤者》

スケートマラソン参加人数	人

時間別利用者数					
平　日			土・日・祝日		
11:00	人		11:00	人	
12:00	人		12:00	人	
13:00	人		13:00	人	
14:00	人		14:00	人	
15:00	人		15:00	人	
16:00	人		16:00	人	
16:30	人		16:30	人	
17:00	人		17:00	人	
17:30	人		17:30	人	
17:45	人		17:45	人	

催物

作業内容

特記事項

令和8年度 スケートリンク運用計画(令和7年12月17日～令和8年2月15日)

真駒内屋外競技場

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
月		一般開放（10:00～18:00）											
火		一般開放（10:00～18:00）											
水		一般開放（10:00～18:00）											
木		一般開放（10:00～18:00）											
金		一般開放（10:00～18:00）											
土		一般開放（10:00～18:00）											
日		一般開放（10:00～18:00）											

（注） 1. 休場日は、毎月第1、3火曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)。
2. 一般開放時間は、10時から18時まで。
3. 全部利用の場合は、その都度示す。

特殊建築物等定期調査業務仕様書

この仕様書は作業の大要を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ軽微な作業で管理上必要と認める作業は委託料の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所

名　称	住　所	建物面積(延床面積)
真駒内屋外競技場	札幌市南区真駒内公園3番1号	7,492.43㎡

2. 業務内容

(1)　本業務は、建築基準法第12条第1項及び第2項に基づき、特殊建築物の定期調査について一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者により、損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検をするものである。

(2)　本業務は、仕様書に定めるもののほか、建築基準法及びこれに基づく地方条例に基づくものとする。

3. 点検内容

「特定建築物定期調査業務基準」(最新版)財団法人 日本建築防災協会に基づき、点検を行うものとする。

4. 業務実施日

実施日時については、事前に打ち合わせすること。

5. 報告書の提出

業務終了後は速やかに北海道建設部建築指導課の定期報告様式を用いた報告書を2部提出すること。

6. 委託期間

委託期間は、令和8年 8月 1日から令和8年 10月 31日までとする。

【北海道立真駒内公園　食堂販売品目及び価格】

品　目	メニュー及び価格
○そば、うどん	・かけそば、うどん 550 円 ・かき揚げそば、うどん 650 円 ・月見そば、うどん 600 円 ・ざるそば、うどん 600 円 ・冷やしたぬきそば、うどん 600 円
○ラーメン	・かけラーメン（しょうゆ） 650 円 ・雪の札幌しょうゆラーメン（背油入り） 750 円 ・雪の札幌塩ラーメン 750 円 ・雪の札幌みそラーメン 750 円 ・チャーシュー麺（しょうゆ、塩、みそ） 900 円
○スパゲッティ	・パスタ（ナポリタン、たらこ、明太子、ボロネーゼ、カルボナーラ） 750 円
○カレーライス 等	・カレーライス 700 円 ・カツカレーライス 900 円
○丼もの	・かき揚げ丼 700 円 ・カツ丼 900 円 ・豚丼 800 円
○飲み物	・ホットコーヒー 300 円 ・アイスコーヒー 350 円 ・紅茶 300 円
○ ホット スナック	・アメリカンドック 250 円 ・フランクフルト 250 円 ・揚げタコ焼き 350 円 ・カレーパン 200 円 ・フライドポテト 300 円

【売店販売品目及び価格】

品名	価格		品名	価格
パン類	100 円より		珍味類	150 円より
おにぎり類	150 円より		アイスクリーム類	120 円より
すし類	150 円より		ビール	350 円
弁当類	500 円より		酒	300 円
饅頭	150 円		カロリーメイト類	200 円より
菓子類	100 円より		スポーツドリンク類	200 円より
飴類	150 円より		ジュース類	100 円より

年 間 収 支 計 画 書

真駒内公園･競技場　　（単位　千円）

区分 ＼ 月		予算額	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	摘要
収入	経常収入	297,242	19,830	6,327	9,517	32,371	28,717	20,932	64,041	22,866	1,803	58,943	4,316	27,579	297,242	
	利用料金収入	175,497	7,656	6,327	9,517	8,022	28,717	20,932	27,518	22,866	1,803	10,244	4,316	27,579	175,497	
	負担金収入	121,745	12,174			24,349			36,523			48,699			121,745	
	その他収入	27,034	4,776	1,768	2,860	2,030	1,884	2,001	2,440	1,673	3,559	1,639	1,519	885	27,034	
	企画事業等	27,033	4,776	1,768	2,860	2,030	1,884	2,001	2,440	1,673	3,559	1,639	1,519	884	27,033	
	普及事業収入	24,645	4,673	1,633	2,754	1,911	1,652	1,796	2,244	1,492	3,354	1,263	1,158	715	24,645	
	収益事業収入	2,388	103	135	106	119	232	205	196	181	205	376	361	169	2,388	
	預金利息	1												1	1	
	計	324,276	24,606	8,095	12,377	34,401	30,601	22,933	66,481	24,539	5,362	60,582	5,835	28,464	324,276	
支出	人件費	83,562	6,969	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	6,963	83,562	
	管理費	213,680	9,915	15,543	11,327	13,172	17,841	13,041	15,164	18,689	26,269	22,039	20,943	29,737	213,680	
	企画事業等	27,034	569	2,467	1,472	2,608	1,930	1,650	2,159	2,309	2,121	2,101	2,300	5,348	27,034	
	企画事業経費	24,945	435	2,333	1,338	2,474	1,796	1,516	2,025	2,175	1,987	1,967	2,166	4,733	24,945	
	協会運営経費	2,089	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	615	2,089	
	計	324,276	17,453	24,973	19,762	22,743	26,734	21,654	24,286	27,961	35,353	31,103	30,206	42,048	324,276	
収支差額	当月分		7,153	△ 16,878	△ 7,385	11,658	3,867	1,279	42,195	△ 3,422	△ 29,991	29,479	△ 24,371	△ 13,584	0	
	累　計		7,153	△ 9,725	△ 17,110	△ 5,452	△ 1,585	△ 306	41,889	38,467	8,476	37,955	13,584	0	0	

（収入の部）　　（単位：千円）　　（単位：円）

科　　目	予算額	前年度予算額	増　減	積　　算　　内　　容				
利用料金収入	175,497	175,497	0					
	(175,497)	(175,497)	(0)	（真駒内公園）				175,497,000円
				1　利用料金				175,497,000円
				①真駒内公園				9,094,000円
				②屋内競技場				154,287,000円
				③屋外競技場				12,116,000円
道負担金収入	121,745	121,745	0					
	(121,745)	(121,745)	(0)	（真駒内公園）				121,745,000円
				1　指定管理業務負担金				121,745,000円
企画事業収入	27,033	27,033	0					
（スポーツ教室受講料等）	24,645	24,645	0					
	(12,140)	(12,140)	(0)	（屋内競技場）				12,140,600円
				（冬期）				354,200円
				1　幼児フィギュアスケート	4,450円×	30人×	1回 ＝	134,000円
				2　大人フィギュアスケート	3,150円×	10人×	2回 ＝	63,000円
				3　ジュニアフィギュアスケート	3,930円×	40人×	1回 ＝	157,200円
				（通年）				11,786,400円
				1　女性健康美運動	4,350円×	45人×	12月 ＝	2,349,000円
				2　アリーナJrスポーツ	4,100円×	70人×	12月 ＝	3,444,000円
				3　剣道	750円×	15人×	12月 ＝	135,000円
				4　バドミントンアスリート教室	550円×	20人×	12月 ＝	132,000円
				5　からだデザイン教室	3,400円×	20人×	12月 ＝	816,000円
				6　ポールウォーキング教室	3,300円×	18人×	12月 ＝	712,800円
				7　女性リフレッシュ教室	900円×	20人×	42回 ＝	756,000円
				8　ソフトヨガ・ストレッチ教室	3,000円×	45人×	12月 ＝	1,620,000円
				9　スモールGボール教室	3,300円×	10人×	12月 ＝	396,000円
				10 バランス＆ウォーキング教室	3,300円×	18人×	12月 ＝	712,800円
				11 少年空手道教室	3,300円×	18人×	12月 ＝	712,800円

（収入の部）　　（単位：千円）　　（単位：円）

科　　目	予算額	前年度予算額	増　減	積　　算　　内　　容					
	(12,482)	(12,482)	(0)	（屋外競技場）					12,482,040円
				（夏期）					656,250円
				1　テニス	5,220円×	14人×	5回×	1クラス ＝	365,400円
				2　ジュニアテニス		3,600円×	28人×	2回 ＝	201,600円
				3　キッズリズミック			3,270円×	10人 ＝	32,700円
				4　キッズサッカー			3,270円×	10人 ＝	32,700円
				5　走り方教室			530円×	45人 ＝	23,850円
				（冬期）					907,900円
				1　ジュニア初心者スケート		9,870円×	20人×	1回 ＝	197,400円
				2　3歳クラススケート		9,870円×	20人×	1回 ＝	197,400円
				3　上級スピードスケート		12,250円×	10人×	1回 ＝	122,500円
				4　冬休みこどもスキー教室		6,510円×	30人×	2回 ＝	390,600円
				（通年）					10,894,390円
				1　幼児体育					7,030,000円
				(1)　入会金		2,160円×	60人	＝	129,600円
				(2)　受講料					6,900,000円
				①　3才クラス	3,000円×	16人×	12月×	1クラス× ＝	576,000円
				②　4才クラス	5,200円×	25人×	12月×	1クラス× ＝	1,560,000円
				③　5才クラス	5,200円×	25人×	12月×	1クラス× ＝	1,560,000円
				④　3才(週一)	3,000円×	25人×	12月×	1クラス× ＝	900,000円
				⑤　4才(週一)	3,000円×	32人×	12月×	1クラス× ＝	1,152,000円
				⑥　5才(週一)	3,000円×	32人×	12月×	1クラス× ＝	1,152,000円
				2　親子体育					538,800円
				(1)　受講料					538,800円
				①　2才クラス	4,490円×	10組×	12月×	1クラス× ＝	538,800円
				3　月曜ストレッチ教室		3,270円×	15人×	12回 ＝	588,600円
				4　火曜らくらくﾎﾞﾃﾞｨﾃﾞｻﾞｲﾝ教室		3,270円×	15人×	12回 ＝	588,600円
				5　水曜ストレッチ教室		3,270円×	15人×	12回 ＝	588,600円
				6　木曜バレーストレッチ教室		3,270円×	17人×	5回 ＝	277,950円
				7　金曜シェイプアップ教室		3,270円×	10人×	12回 ＝	392,400円
				8　太極拳教室		6,540円×	10人×	10回 ＝	654,000円

（収入の部）　　（単位：千円）　　（単位：円）

科　　目	予算額	前年度予算額	増　減	積　　算　　内　　容				
				9　やさしいヨガ＆ストレッチ教室	3,270円×	6人×	12回 ＝	235,440円
	(23)	(23)	(0)	（生活文化向上事業）				23,500円
				1　手作りがま口教室	800円×	9人×	1回 ＝	7,200円
				2　ecoな工作教室	700円×	9人×	1回 ＝	6,300円
				3　夏休み昆虫教室	500円×	20人×	1回 ＝	10,000円
（物品販売収入）	(634)	(634)	(0)					634,000円
				1　物品販売収入				634,000円
（食堂等収入）	(1,754)	(1,754)	(0)					1,754,000円
				1　食堂売上収入				1,375,000円
				2　貸スケート売上収入				379,000円
預金利息	1	1	0					1,000円
								1,000円
収入計	324,276	324,276	0					